

福井森林組合 組合だより

しんりん

2025
No. 10



編集・発行 福井森林組合

福井市文京六丁目11番13号
吉田郡永平寺町諏訪間2-1

TEL(0776)23-4008
TEL(0776)63-3051



森の学習会風景 上志比小学校・県立大学生現場説明会（2024年実施）

目 次

第9回通常総代会の概要	2～3
令和6年度決算報告	3
令和7年度事業運営の基本方針について	4
令和7年度組合事業単価及び負担金	4
令和7年度森林整備事業等について	5～6
お知らせ	7～10



第9回通常総代会

第9回通常総代会を6月14日(土)午前9時30分より福井県自治会館 多目的ホールにて開催いたしました。6名のご来賓の方々にご臨席いただくとともに、総代の方にも多数ご出席いただきました。

議長には永平寺町松岡上吉野の山元攝様が選任され、令和6年度事業報告、令和7年度事業計画及び定款の一部改正などの全議案をご承認いただくことができました。総代の皆様には総代会出席及び議決権行使書による書面決議へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

総代会後にはスチール社製充電式のハンディクリーナーやガーデンカッターが当たる抽選会も行われました。



令和7年6月14日 福井県自治会館 多目的ホール

第9回通常総代会提出議案

- 第1号議案 令和6年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認について
 第2号議案 令和7年度事業計画の設定について
 第3号議案 令和7年度借入金最高限度決定について
 第4号議案 一組合員に対する貸付金額の最高限度決定について(制度資金を除く)
 第5号議案 債務保証の最高限度決定について
 第6号議案 余裕金預入先の決定について
 第7号議案 令和7年度本組合の理事及び監事の報酬決定について
 第8号議案 森林組合定款の一部改正について
 第9号議案 附属書 役員選任規程の一部改正について
 第10号議案 附属書 総代選挙規程の一部改正について

令和6年度決算報告

(単位:円)

貸借対照表	
資産の部	
科目	金額
【流動資産】	
現金	114,096
預金	79,804,326
出資預け金	
預け金	2,491,203
受取手形	
貸倒引当金	
売掛金	4,591,867
貸倒引当金	-27,500
未収金	267,659,693
貸倒引当金	-1,595,500
棚卸資産	12,869,989
貯蔵品	31,185
立替金	625,869
保証金	100,343
前払金	1,442,210
前払費	936,440
長期前払費用	594,873
仮払金	63,010,000
【計】	432,649,094
【固定資産】	
(有形固定資産)	
建物	49,642,503
減価償却引当金	-48,234,701
構築物	12,187,474
減価償却引当金	-11,436,434
機械装置	28,849,130
減価償却引当金	-28,849,120
車輛	14,807,720
減価償却引当金	-14,763,171
工器具備品	8,937,705
減価償却引当金	-7,795,439
土地	91,764,162
分収林	130
(計)	95,109,959
(無形固定資産)	
GPSソフト	16,000
日報管理ソフト	467,500
(計)	483,500
(外部出資金)	
系統出資金	22,320,000
系統外出資金	10,915,000
貸倒引当金	-6,930,000
(計)	26,305,000
(その他固定資産)	
預託金	45,490
(計)	45,490
【計】	121,943,949
《資産計》	554,593,043

負債及び純資産の部	
科目	金額
【流動負債】	
買掛金	779,789
短期借入金	50,000,000
未払金	61,007,097
前受金	70,250
未払法人税	2,392,600
賞与引当金	4,000,000
預り金	68,792,888
仮受金	892,822
完成工事引当金	2,944,900
災害特別引当金	3,867,000
【計】	194,747,346
【固定負債】	
退任給付引当金	490,000
【計】	490,000
《負債計》	195,237,346
【純資産】	
出資金	157,382,000
法定準備金	58,306,118
任意積立金	108,525,999
当期剰余金	4,499,756
前期繰越剰余金	30,586,349
資本準備金	55,475
【計】	359,355,697
《負債及び純資産計》	554,593,043

■ 剰余金処分案 ■	
(当期未処分剰余金)	
当期剰余金	4,499,756
繰越剰余金	30,586,349
(計)	35,086,105
(利益剰余金処分額)	
法定準備金	1,000,000
任意積立金	3,400,000
次期繰越剰余金	30,686,105
(計)	35,086,105

損益計算書	
科目	金額
【事業総損益】	
収益	684,630,605
費用	555,597,878
【計】	129,032,727
【事業管理費】	
人件費	93,387,852
旅費交通費	2,006,554
事務費	3,141,137
業務費	6,507,316
諸税負担費	5,627,996
施設費	12,275,055
雑費	342,911
【計】	123,288,821
【事業利益】	5,743,906
【事業外損益】	
事業外収益	27,065,216
事業外費用	25,870,028
【計】	1,195,188
【経常利益】	6,939,094
【特別損益】	
特別利益	649,238
特別損失	716,676
【計】	-67,438
税引前当期純利益	6,871,656
法人税、住民税及び事業税	2,371,900
当期剰余金	4,499,756
前期繰越剰余金	30,586,349
当期未処分剰余金	35,086,105



令和7年度 事業運営の基本方針について

- * リモートセンシング技術を活用した境界明確化
- * 花粉症対策①「発生源対策」の有花粉スギの伐採、伐採後の再造林(無花粉・少花粉)
再造林の苗木の獣害が増加傾向にある為獣害対策
- * 花粉症対策②「発症・ばく露対策」として治療薬の量産に繋がる、スギ花粉の採取事業
(伐採後の枝葉を収集、水栽培)
- * 組合事業の主体となる森林整備(災害防止・水資源保全・生物多様性保全・地球環境保全に繋げ、健全な山の増加)

令和7年度 組合事業単価及び負担金

(受託)

(0.1ha当り)

事業名		R7	R7	R7	備 考
		組合事業費	県補助金	負担金	
造 林	灌木地	223,000	131,200	91,800	単価は(植栽2200本/ha) 補助金は(最低2000本/ha～)
	機械地拵え	193,100	113,600	79,500	
雪 起 (3年生～9年生)	1 令 級	21,500	16,400	5,100	成立本数の30%以上 復旧した林分 生育状況により施業が必要な 場合に限る
	2 令 級	50,640	38,600	12,040	
	3 令 級				
下 刈 (2年生～8年生)	全刈り	26,660	22,600	4,060	2回刈は対象外
	筋刈り	10,805	7,300	3,505	2回刈は対象外
枝打ち(疎) (11年生～30年生)	3 令 級	42,480	17,700	24,780	打上高 2m
	4 令 級	62,550	41,700	20,850	打上高 4m
	5～6令級	64,410	33,900	30,510	打上高 6m
枝払い(極疎) 間伐と一体的に行う事 (31年生～60年生)	7～9令級	64,410	16,900	47,510	打上高 6、8m
	10～12令級	64,410	16,900	47,510	打上高 6、8m
除伐 (11年生～25年生)	3～5令級	30,525	23,300	7,225	刈払機による 1000本/ha～ 単価は(3000本/ha)
	侵入竹除去	114,300	88,600	25,700	

(注) 森林経営計画が策定されている事が前提。有無はご相談ください。

(注) 経営委託契約書(委託申込書)の提出

(注) 委託申込書の提出

(注) 補助申請後6年間は補助対象外並びに現状維持

※ 標準の単価になっていますので、山林の現況により変わります。

令和7年度 森林整備事業等について

福井森林組合の事業は、行政(国・県・市・町)から交付される補助金で森林を整備する事業(受託事業等)、個人宅の庭の木の伐採や竹林の整備などを行う事業(特殊伐採)、そして、屋根の雪下ろしや田んぼのあぜ・休耕田の草刈りなどがあります。

■受託事業

事業名	対象施業種
森林環境保全直接支援事業	造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、枝打ち、除伐、間伐・更新伐、森林作業道、(獣害対策等)
特定森林再生事業	造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、除伐、(獣害対策等)
農山漁村地域整備交付金	主伐、植え替え、森林作業道、(獣害対策等)

※各事業には、採択要件等があります。

■田んぼのあぜや休耕田の草刈り、屋根の雪下ろしなど

木の伐採の他に多岐に渡る仕事を請負っています。

(作業風景)



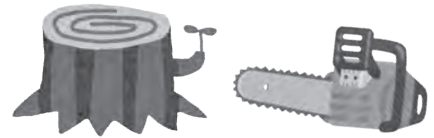
各事業・施業に関してご要望・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
(TEL：0776-23-4008 業務課)



■特殊伐採

作業内容	こんな時にご相談ください
庭木・建物周りの伐採、 枝落とし	・枝葉が茂ってきてお隣に迷惑をかけそうな時 ・庭や裏山の木が倒れてきそうで不安な時 など
	(作業風景)  
神社やお墓周りの木の伐採	・神社の周りが暗くなってきた時 ・お墓に木がかからないよう木を切ってほしい時 など
	(作業風景)  
竹林の整備	・増えすぎた竹を間引いてすっきりした竹林にしたい時
	(作業風景)  
その他 電線にふれる枝落とし など	・クレーンや高所作業車で安全に処理します ・重機で処理できない場所は、様々な現場で経験を積んだ職人が作業いたします
	(作業風景)  

身の回りの木のことでお困り事があったときはご連絡ください。
迅速に現場の確認に伺い、お見積もりいたします。



R7年度 秋季展示会について

下記の会場にて、秋季展示会を開催いたします。
お近くの会場に是非お越しください。

- 10月28日(火) 宿堂駐車場 9時～15時
- 10月29日(水) 本堂町内会館 〳
- 10月30日(木) 永平寺支所 〳
- 10月31日(金) 川西連絡所 〳

令和8年度より

【大丹生公民館】と【宿堂】の2会場は
隔年開催とさせていただきます。

【大丹生公民館】… 偶数年 春季

【宿堂】… 奇数年 秋季

ご理解の程よろしくお願いいたします。



種駒・原木・ホダ木・果樹苗の予約開始時期について

今年も10月から果樹苗・種駒・原木・ホダ木の予約受付を開始します。

ご希望の方は、10月上旬をめぐに林家組合長様宛てに注文書を送付いたしますので、
そちらをご参照願います。

また、お電話でのご注文も受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

なお、原木・ホダ木については、受注販売のみとなっておりますのでご注意ください。

【予約受付開始時期】

- 果樹苗 … 10月 (価格は未定)
- 種駒・原木・ホダ木 … 10月



【価格】(すべて税込)

○ 種駒 500個 3,200円・1000個 5,130円 ○ 原木 1本 790円

○ ホダ木(～15cm) 1本 1,485円 (16cm～) 1本 1,920円

※果樹苗・原木・ホダ木の受注販売受付期間は令和7年11月7日(金)までとさせていただきます。

※原木・ホダ木は5本～の注文でお願いいたします。

※受付期間終了後のお申込みはご用意できない場合がございます。ご了承ください。





役員改選・次期総代の選任について

現総代の任期は令和 8 年 3 月 31 日まで、現役員の任期は令和 8 年 6 月中旬(第10回通常総代会)までとなっています。

役員改選につきましては、令和 7 年 12 月頃から選任に向けた説明会等の開催を経て、令和 8 年 6 月開催予定の第10回通常総代会にて選任されます。

また、次期総代選任につきましては、令和 8 年 2 月頃に各町内林家組合長様、現総代様宛に選任依頼の文書を送付させていただきます。

組合員の皆様、総代・林家組合長様におかれましては、役員改選、総代選任にあたり、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



組合員の名義変更等手続きのお願い

組合員のご住所等に変更があった場合、高齢等を理由に持分を他の方に譲渡したい場合、相続による名義変更があった場合、組合員資格がなくなった(山林所有者でなくなった)場合はご連絡ください。所定の用紙を送付させていただきます。

お手続きに関しまして、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せください。

何卒、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ご準備いただきたい書類

相続加入の場合

- ① 相続加入申込書
- ② 加入申込に際しての表明・確約(①裏面)
- ③ 相続証明書
- ④ 死亡を証明するもの(除籍謄本・除籍抄本・除住民票等(コピー可))
- ⑤ 相続人様の本人確認書類
(免許証・保険証等)

住所変更等の場合

- ① 変更届
- ② 組合員様の本人確認書類(免許証等)

組合員資格がなくなった場合 (山林所有者でなくなった)

- ① 資格喪失届および出資金払戻請求書
- ② 組合員様の本人確認書類(免許証等)

持分譲渡(高齢等を理由に他の方(家族等))に持分を譲渡する場合

- ① 持分譲渡承認願(譲渡人)
- ② 加入申込書(譲受人)
- ③ 譲渡人本人の確認書類(免許証等)
- ④ 森林所有のわかるもの(登記簿謄本・課税証明書等のコピー)(譲受人)

※森林組合法では、長期間にわたり組合事業等を利用しない組合員については、法定脱退(除名)の手続きをすることが定められており、長期間にわたり行方が分からない方等に関しまして、一定期間周知した上で法定脱退の手続きをとらせていただきます。



施業集約化における森林境界明確化について

当組合では、近隣所有者が協力して林業を効率化する施業集約化の前提として、境界の知識を有する方とともに森林の境界を明確にする「境界明確化事業」を進めています。

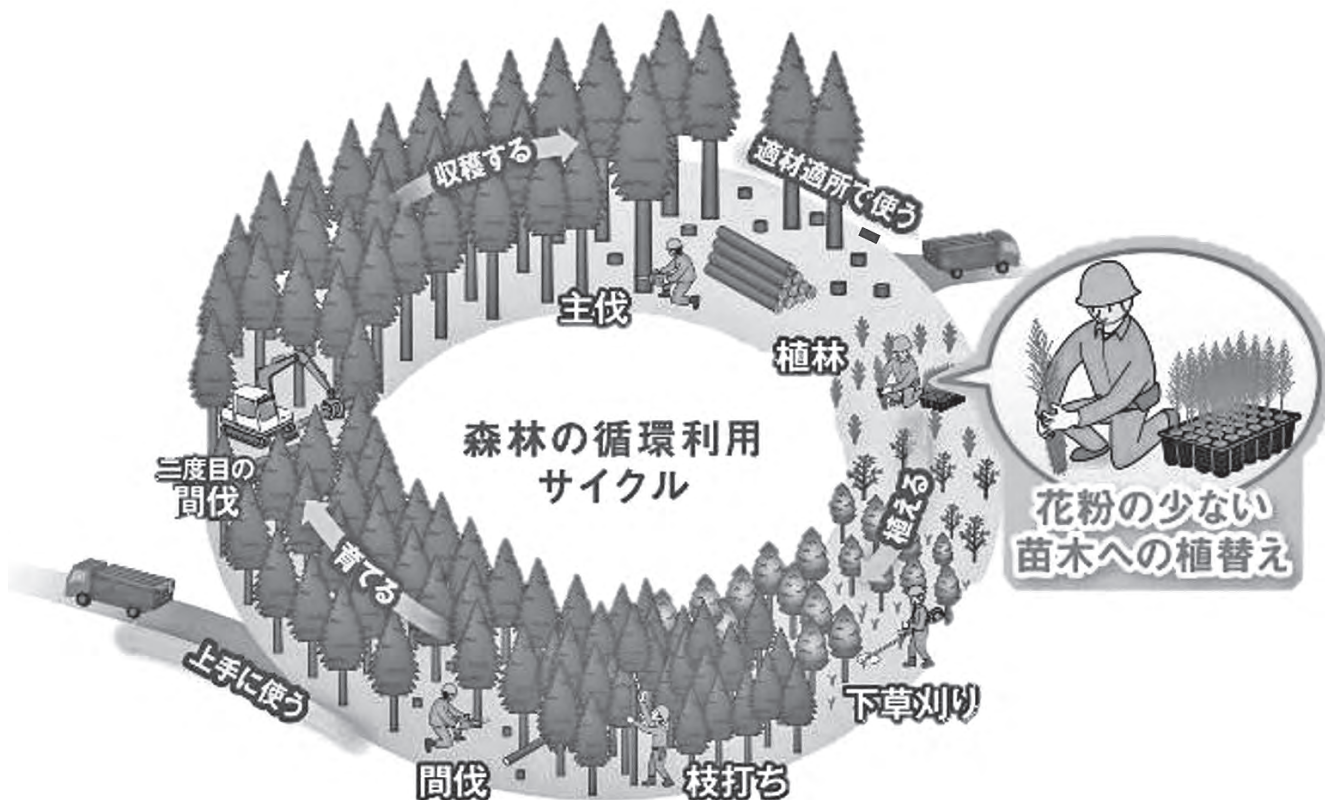
最新のICT技術を用いて机上で境界図を作成したのち、実際に皆様のご意見を伺いつつ、現地立会による境界確認も実施します。現地確認においては最新器具を用いた「GPS(GNSS)測量」を行います。明確化下境界データは汎用的なデータであるため、ご自身でいつでも境界をご確認いただけます。子々孫々に美しく、価値のある森林を安心してお渡しするためにも、境界明確化のご協力をお願いいたします。



花粉症対策について

政府は花粉症対策として「発生源対策」「飛散対策」「発症・ばく露対策」の3本柱に取り組んでいます。

林野庁は、発生源対策として「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を推進し、花粉発生源となるスギの人工林を10年後に約2割減少させること、花粉の少ないスギ苗木の生産割合の引き上げなどに取り組み、花粉の少ない森林への転換を進めています。



出典：政府広報オンライン「政府の花粉症対策」



森林保険のご案内

森林保険は森林保険法に基づく公的保険制度です。

森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティーネットとして、林業経営の安定、被災地の早期復旧による森林の多面的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災の8つの災害による損害を対象としています。

今年は岩手県大船渡市や愛媛県でも大規模山林火災が発生しました。ご自身の山や、森林の持つ多面的機能を守るためにも是非ご加入ご継続等ご検討いただけますと幸いです。



所有者不明土地の解消に向けて 不動産の登記に関するルールが大きく変わりました



※ 所有者不明土地とは … ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されました!!



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

Check!!

- 相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日以前に相続した不動産についても、義務化の対象となります。
- 相続登記について登録免許税が免税される場合があります。
- 正当な理由がなく相続登記の申請をしない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
- 登記の手続は、専門家である司法書士へ依頼することも、ご検討ください。

管轄する登記所【福井地方法務局】へお問い合わせください

相続による組合出資者名義の変更等は
福井森林組合へお問い合わせください

TEL 0776-23-4008